



議会では提出された議案等に対し詳細な審議を効率的に行うため委員会制度を設けています。

3月3日の本会議で、条例および補正予算案が所管の常任委員会に付託され、審査が行われました。審査の結果は3月23日の本会議で各常任委員長が報告しました。その審査の一部をご報告いたします。

税制度や市の計画に関する
議案などを審査しました。

総務企画常任委員会

主な質疑

議案第11号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例案

Q 督促手数料を廃止した場合、督促業務に影響はあるのか。

A 手数料は廃止するが、督促状は従来どおり送付するため、影響はないと考えています。

議案第12号 平川市過疎地域持続的発展計画の策定について

Q パブリックコメントの実施結果はどうだったか。

A 約1か月実施しましたが意見はありませんでした。

Q 過疎債の対象となる事業はどのようなものか。

A インフラ整備だけでなく、生活環境の整備や産業振興などソフト事業も対象とすることが可能です。

議案第39号 令和7年度平川市一般会計補正予算（第7号）案

Q 御飯屋橋補修事業の増額理由は何か。

A 橋げたの塗料に低濃度PCBが含まれていることが判明し、その除去および再塗装工事が必要となったためです。

Q 消防費の繰越明許費の設定理由は何か。

A 国の令和7年度補正予算を活用するため、採択要件として予算措置および繰越明許費を設定する必要があるためです。

道路に関する議案を
審査しました。

建設経済常任委員会

主な質疑

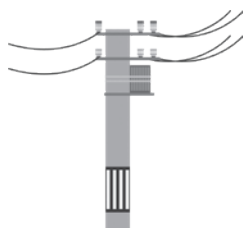
議案第10号 平川市道路法施行条例の一部を改正する条例案

Q 市内の占用物件の件数・合計金額、および改正後の増減はどうなっているか。

A 主な占用物件は、第2種電柱が約2,800本、第1種電話柱が約1,300本、共架電線が約10万6,000メートル。占用料は、改正前の約397万円から、改正後は約85万円増の約480万円を見込んでいます。

Q 占用料の計算式はどのようになっているか。

A 占用料は国が定めており、物件ごとに国の基準に基づいて算出されたものを採用しています。



福祉や運動施設に関する
議案を審査しました。

教育民生常任委員会

主な質疑

議案第9号 平川市運動施設条例の一部を改正する条例案

Q 尾上武道館廃止後の柔道・空手の活動場所はどうなるのか。

A ひらかわドリームアリーナのサブアリーナでの活動が可能です。

Q 建物の構造、アスベストの有無、解体費用はどうなっているか。

A 構造は木造で、アスベストの有無は3月末に判明予定です。解体費用は約1,000万円を想定しています。

Q 他に施設の解体予定はあるか。

A スポーツ施設では旧平賀体育館が令和9年度に解体予定です。

議案第40号 令和7年度平川市介護保険特別会計補正予算（第3号）案

Q 雑入の内容は何か。

A 第1層生活支援コーディネーター業務について、当初は消費税課税対象と認識していたが、厚生労働省より非課税になると示されたため、令和元年度から令和6年度分を返還してもらうものです。

議案第41号 令和7年度平川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）案

Q 特別徴収保険料および普通徴収保険料の補正額の内容は。

A 所得状況等を踏まえて再計算した結果、保険料収入が増加したためです。

Q 後期高齢者の収入が増えた要因は何か。

A 農業所得の増加などが反映されています。